

京都市文化会館条例新旧対照表

現行					改正後				
別表第2（第7条関係）					別表第2（第7条関係）				
区分		利用料金			区分		利用料金		
		午前	午後	夜間			午前	午後	夜間
ホール	日曜日、土曜日及び休日	円	円	円	ホール	日曜日、土曜日及び休日	円	円	円
	その他の日	48,190	62,850	72,280	その他の日	40,850	52,380	60,760	79,510
創造活動室	日曜日、土曜日及び休日	11,940	15,290	17,770	創造活動室	日曜日、土曜日及び休日	13,140	16,820	19,550
	その他の日	9,950	12,990	14,770		その他の日	9,950	12,990	14,770
リハーサル室（京都市東部文化会館を除く。）		2,510	3,350	3,770	リハーサル室（京都市東部文化会館を除く。）		2,770	3,690	4,150
第1会議室	京都市右京ふれあい文化会館	1,250	1,460	1,670	第1会議室	京都市右京ふれあい文化会館	1,380	1,610	1,840
	その他の文化会館	2,930	3,870	4,290		その他の文化会館	3,230	4,260	4,720
第2会議室	京都市右京ふれあい文化会館	1,250	1,460	1,670	第2会議室	京都市右京ふれあい文化会館	1,380	1,610	1,840
	その他の文化会館	2,200	2,930	3,240		その他の文化会館	2,420	3,230	3,570
第3会議室		1,250	1,460	1,670	第3会議室		1,380	1,610	1,840
第4会議室（京都市北文化会館及び		2,930	3,870	4,290	第4会議室（京都市北文化会館及び		3,230	4,260	4,720

京都市右京ふれあい文化会館のみ)					
和室A			<u>1,150</u>	<u>1,670</u>	<u>1,780</u>
和室B	京都市北文化会館		<u>1,150</u>	<u>1,670</u>	<u>1,780</u>
	その他の文化会館		<u>1,040</u>	<u>1,250</u>	<u>1,460</u>
保育・休養室			<u>940</u>	<u>1,150</u>	<u>1,250</u>
駐車場 (30分までごと)					100
付属設備			別に定める。		

備考

1～3 (略)

4 ホール又は創造活動室を準備，練習等のために利用する場合の利用料金の上限額は，この表に掲げる額（3の規定の適用がある場合にあっては，その適用後の額）の10分の5に相当する額とする。この場合において，当該金額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げる。

5～6 (略)

7 京都市北文化会館のホールを舞台又は客席を収納してスポーツのために利用する場合の利用料金の上限額は，この表の規定にかかわらず，全面利用にあっては1時間につき1,040円（3時間を超えて利用する場合は，1時間につき1,570円），部分利用にあっては別に定める額とする。

京都市右京ふれあい文化会館のみ)					
和室A			<u>1,270</u>	<u>1,840</u>	<u>1,960</u>
和室B	京都市北文化会館		<u>1,270</u>	<u>1,840</u>	<u>1,960</u>
	その他の文化会館		<u>1,150</u>	<u>1,380</u>	<u>1,610</u>
保育・休養室			<u>1,040</u>	<u>1,270</u>	<u>1,380</u>
駐車場 (30分までごと)					100
付属設備			別に定める。		

備考

1～3 (略)

4 ホール又は創造活動室を文化会館で行う催物の準備，練習等のために利用する場合の利用料金の上限額は，この表に掲げる額（3の規定の適用がある場合にあっては，その適用後の額）の10分の5に相当する額とする。この場合において，当該金額に10円未満の端数があるときは，これを切り上げる。

5～6 (略)

7 京都市北文化会館のホールを舞台又は客席を収納してスポーツのために利用する場合の利用料金の上限額は，この表の規定にかかわらず，全面利用にあっては1時間につき1,150円（3時間を超えて利用する場合は，1時間につき1,730円），部分利用にあっては別に定める額とする。